

事業者各位

公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部

「クレーン取扱い業務に係る特別教育（学科）講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）、安全衛生規則第36条15号、クレーン等安全規則第21条により事業者は、次に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないとされています。

① つり上げ荷重が5トン未満のクレーン ② つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

上記特別教育を事業者に代わって三協会共催で下記により実施いたしますので、ぜひ受講されますようご案内申し上げます。

記

1 日 時 令和7年9月4日（木） 13:30～16:40

9月5日（金） 9:00～16:10

2 会 場 守口門真商工会館（門真市殿島町6-4） 2階 大集会室

※受講者数が定員に満たない時は会場を変更する場合があります。

3 教育内容 （1）クレーンに関する知識
（2）原動機及び電気に関する知識
（3）クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
（4）関係法令（クレーンの運転）（クレーンの運転のための合図）

4 受講料 会 員 10,505 円【受講料 8,800 円（税込） テキスト代 1,705 円（税込）
非会員 11,605 円【受講料 9,900 円（税込） テキスト代 1,705 円（税込）

5 申込手順

① 受講申込書にご記入の上、FAX または Email（添付ファイル）にて送信してください。

【FAX:072-846-5414／Email:jimukyoku@kork.or.jp】

② 受講料を下記口座にお振込み下さい。

【りそな銀行 枚方支店 普通預金 6114466

公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部】

※振込手数料は申込者にてご負担願います。

※振込名義は事業所名をお願いします。

※手続きは講習日の1週間前までにお願いします。

③ 上記、① ②を確認しましたら受講票・領収書等を送付します。

6 申込締切 講習日の1週間前または満席（定員30名）になり次第、締め切らせていただきます。

7 実技講習 実技教育4時間以上を各事業所で実施してください。

8 連絡先 枚方市東田宮 1-6-4 [TEL:072-846-2173](tel:072-846-2173)

※申込完了後のキャンセルには応じかねますので、予めご了承くださいませ。

クレーン取扱い業務に係る特別教育 カリキュラム

	時間割	時間	科目
第一日	13:30～13:40		講習会説明
	13:40～16:40	3H	クレーンに関する知識
第二日	9:00～10:00	1H	関係法令
	10:10～12:10	2H	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
	12:10～13:00		昼休憩
	13:00～16:10	3H	原動機及び電気に関する知識
	16:10～		修了証明書交付

守口門真商工会館

〒571-0045 大阪府門真市殿島町 6-4

(公共交通機関をご利用のうえ、ご来場ください。駐車場は有料です。)

※京阪電気鉄道 門真市駅から徒歩約10分

※注意：門真市駅は「普通」「区間急行」電車のみ停車です。



令和 年 月 日

クレーンの取扱い業務に係る特別教育 受講申込書

所在地 〒 _____

事業場名 _____

ご担当者 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

	受講者名	生年月日
*		
*		
*		

*印欄は空欄のままでお願いします。

申込先 FAX:072-846-5414／Email:jimukyoku@kork.or.jp